

( 案 )

1. 平成28年度料率検証の結果、責任保険の収支については、平成25年度時点での見通しに比べ、損害率等が良好に推移する等の状況にあるため、契約者間の公平を保ちつつ、これを速やかに保険料水準に反映させることが適当であると考えられる。よって、責任保険の基準料率については、届出のあったとおり、別表のように変更することが適当である。

したがって、届出のあった基準料率を平成29年4月1日から使用することを可能とするため、損害保険料率算出団体に関する法律第10条の5第1項の規定に基づき、同法第10条の4第1項に規定する期間を短縮することについては、異議はない。

2. 自動車損害賠償保障法第28条の2第1項の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済規程のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う承認に対し同意することについては、別紙と同一の変更であれば、異議はない。

3. 自動車損害賠償保障法第28条の2第3項の規定に基づき、消費生活協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済事業規約のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う認可に対し同意することについては、別紙と同一の変更であれば、異議はない。

4. 自動車損害賠償保障法第28条の2第5項の規定に基づき、事業協同組合及び協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済規程のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う認可に対し同意することについては、別紙と同一の変更であれば、異議はない。



[ 別 表 ]

自動車損害賠償責任保険改定基準料率表

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率

車 種		1 2 か月契約 (円)	2 4 か月契約 (円)	3 6 か月契約 (円)	4 8 か月契約 (円)	6 0 か月契約 (円)	
乗 合 自 動 車 及 び けん引旅客自動車	営 業 用	52,350					
	自 家 用	15,370					
営 業 用 乗 用 自 動 車	A	128,840					
	B	102,260					
	C	77,700					
	D	45,480					
自 家 用 乗 用 自 動 車		15,520	25,830	35,950			
普 通 貨 物 自 動 車 及 び けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの	39,540	73,410			
		最大積載量が2トン以下のもの	27,900	50,370			
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの	28,720	51,990			
		最大積載量が2トン以下のもの	23,970	42,580			
小 型 貨 物 自 動 車 及 び けん引小型貨物自動車	営 業 用	24,290	43,220				
	自 家 用	17,350	29,470				
小 型 二 輪 自 動 車		8,290	11,520	14,690			
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	15,130	25,070	34,820			
	検 査 対 象 外 車	8,650	12,220	15,720	19,140	22,510	
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車		7,870	10,690				
緊 急 自 動 車		6,800	8,570	10,310			
商 品 自 動 車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		12,330	19,520	26,580	33,490	40,270
	小 型 二 輪 自 動 車		7,730	10,420	13,050	15,630	18,160
	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	7,730	10,420	13,050	15,630	18,160
		検 査 対 象 外 車	7,720	10,380	12,990	15,540	18,050
特 種 用 途 自 動 車	霊 き ゆ う 自 動 車		7,200	9,370			
	教 習 用 自 動 車		7,200	9,370			
	そ の 他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		17,720	30,210		
		小 型 二 輪 自 動 車		10,140	15,190	20,140	
	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	10,140	15,190			
		検 査 対 象 外 車	10,140	15,170	20,100	24,940	29,680
被けん引自動車(被けん引軽自動車除く)		5,000	5,010				
被けん引軽自動車	検 査 対 象 車	5,000	5,010				
	検 査 対 象 外 車	5,040	5,060	5,090	5,110	5,130	
原 動 機 付 自 転 車		7,500	9,950	12,340	14,690	16,990	

## 自動車損害賠償責任保険改定基準料率表

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率

車 種		1 2 か月契約 (円)	2 4 か月契約 (円)	3 6 か月契約 (円)	4 8 か月契約 (円)	6 0 か月契約 (円)	
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営業用	17,380					
	家用	15,370					
営業用乗用自動車	個人を除く	22,790					
	個人	22,790					
自家用乗用自動車		6,890	8,750	10,580			
普通貨物自動車 けん引普通貨物自動車 及び 普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	16,870	28,510			
		最大積載量が2トン以下のもの	13,410	21,670			
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	16,870	28,510			
		最大積載量が2トン以下のもの	13,410	21,670			
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営業用	8,370	11,680				
	家用	8,370	11,680				
小型二輪自動車		6,010	7,000	7,980			
軽自動車	検査対象車	6,480	7,940	9,370			
	検査対象外車	5,520	6,020	6,510	6,990	7,460	
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		5,120	5,250				
緊急自動車		5,160	5,320	5,480			
商品自動車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,210	5,430	5,640	5,850	6,050
	小型二輪自動車		5,210	5,430	5,640	5,850	6,050
	軽自動車	検査対象車	5,210	5,430	5,640	5,850	6,050
		検査対象外車	5,220	5,430	5,630	5,830	6,030
特殊用途自動車	霊きゅう自動車		5,020	5,050			
	教習用自動車		5,020	5,050			
	その他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,050	7,090		
		小型二輪自動車		5,080	5,160	5,240	
	軽自動車	検査対象車	5,080	5,160			
		検査対象外車	5,050	5,090	5,120	5,160	5,190
被けん引自動車(被けん引軽自動車除く)		5,000	5,010				
被けん引軽自動車	検査対象車	5,000	5,010				
	検査対象外車	5,040	5,060	5,090	5,110	5,130	
原動機付自転車		5,150	5,280	5,410	5,540	5,660	

自動車損害賠償責任保険改定基準料率表

(3) 沖縄県(離島地域を除く。)に適用する基準料率

車 種		1 2 か月契約 (円)	2 4 か月契約 (円)	3 6 か月契約 (円)	4 8 か月契約 (円)	6 0 か月契約 (円)	
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営業用	37,270					
	自家用	15,370					
営業用乗用自動車	個人を除く	72,130					
	個人	45,480					
自家用乗用自動車		8,810	12,540	16,210			
普通貨物自動車 及び けん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	13,450	21,740			
		最大積載量が2トン以下のもの	13,450	21,740			
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	13,450	21,740			
		最大積載量が2トン以下のもの	13,450	21,740			
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営業用	9,690	14,290				
	自家用	9,690	14,290				
小型二輪自動車		5,150	5,310	5,460			
軽自動車	検査対象車	8,810	12,540	16,210			
	検査対象外車	5,190	5,360	5,520	5,680	5,840	
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		5,810	6,620				
緊 急 自 動 車		6,710	8,390	10,040			
商 品 自 動 車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,750	8,460	10,150	11,800	13,420
	小型二輪自動車		5,150	5,310	5,460	5,610	5,760
	軽自動車	検査対象車	5,200	5,410	5,610	5,810	6,010
		検査対象外車	5,190	5,360	5,520	5,680	5,840
特 種 用 途 自 動 車	霊きゅう自動車		6,330	7,630			
	教習用自動車		6,330	7,630			
	そ の 他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		8,630	12,190		
		小型二輪自動車		8,140	11,230	14,260	
	軽自動車	検査対象車	8,140	11,230			
		検査対象外車	8,160	11,250	14,280	17,250	20,150
被けん引自動車(被けん引軽自動車除く)		5,000	5,010				
被けん引軽自動車	検査対象車	5,000	5,010				
	検査対象外車	5,040	5,060	5,090	5,110	5,130	
原 動 機 付 自 転 車		5,150	5,280	5,410	5,540	5,660	

自動車損害賠償責任保険改定基準料率表

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率

車 種		1 2 か月契約 (円)	2 4 か月契約 (円)	3 6 か月契約 (円)	4 8 か月契約 (円)	6 0 か月契約 (円)	
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営業用	17,380					
	自家用	15,370					
営業用乗用自動車	個人を除く	22,650					
	個人	22,650					
自家用乗用自動車		6,890	8,750	10,580			
普通貨物自動車 けん引普通貨物自動車 及び 普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	13,030	20,920			
		最大積載量が2トン以下のもの	12,420	19,700			
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	13,030	20,920			
		最大積載量が2トン以下のもの	12,420	19,700			
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営業用	8,350	11,650				
	自家用	8,350	11,650				
小型二輪自動車		5,150	5,310	5,460			
軽自動車	検査対象車	5,530	6,060	6,570			
	検査対象外車	5,190	5,360	5,520	5,680	5,840	
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		5,120	5,250				
緊 急 自 動 車		5,160	5,320	5,480			
商 品 自 動 車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,210	5,430	5,640	5,850	6,050
	小型二輪自動車		5,150	5,310	5,460	5,610	5,760
	軽自動車	検査対象車	5,180	5,360	5,530	5,710	5,880
		検査対象外車	5,170	5,320	5,470	5,620	5,760
特 種 用 途 自 動 車	盃きゆう自動車		5,020	5,050			
	教習用自動車		5,020	5,050			
	そ の 他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,370	5,730		
		小型二輪自動車		5,080	5,160	5,240	
	軽自動車	検査対象車	5,080	5,160			
		検査対象外車	5,050	5,090	5,120	5,160	5,190
被けん引自動車(被けん引軽自動車除く)		5,000	5,010				
被けん引軽自動車	検査対象車	5,000	5,010				
	検査対象外車	5,040	5,060	5,090	5,110	5,130	
原 動 機 付 自 転 車		5,150	5,280	5,410	5,540	5,660	